破産手続廃止

平成２７年（フ）第１１１０号
千葉県船橋市東船橋７丁目５番15号
破産者　石塚　冴子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８９号
千葉県船橋市高根台７丁目31番２―206号
破産者　白崎比呂佳
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
栃木県小山市宮本町２丁目12番８号
破産者　株式会社ホビック
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５６号
栃木県佐野市浅沼町458番地１、開始決定時の住所栃木県宇都宮市若松原２丁目２番８号
破産者　中田　　巴
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１４号
栃木県宇都宮市今宮４丁目18番19号
破産者　栃木県開発加工協同組合
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３３８号
千葉県船橋市日の出２丁目14番17号　レオネクストカーサデルソル203号
破産者　竹中　正彦
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９０号
千葉市緑区おゆみ野中央７丁目11番地10
バーディコート101号
破産者　齋藤　茂暁
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１４１号
山梨県甲府市羽黒町1231番地８
破産者　株式会社ジャパンモーターズ
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８１号
横浜市南区浦舟町５丁目77番地
破産者　有限会社内藤エキスプレス
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６３号
富山市堀川町200番地２
破産者　有限会社ショーワ
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６８号
島根県安来市黒井田町582番地47、前住所鳥取県米子市陰田町579番地41
破産者　盛合　隆也
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号
島根県出雲市上塩冶町1787―１ポラール103
破産者　株式会社ヴィレッジ
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３５７号
東京都立川市幸町２―23―９―305、住民票上の住所山形県酒田市船場町１丁目８番25号正木アパート３号
破産者　柳田　勝春
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７９号
東京都八王子市元八王子町２丁目873番地１スカイハイツ203号
破産者　矢ケ崎眞由美
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５３０号
東京都八王子市越野８番地15グレースマンション２　207号
破産者　東海林一生
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６３号
神奈川県川崎市宮前区野川4154番地
破産者　ケー．ティ．システム有限会社
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２４号
金沢市東力２丁目30番地１
破産者　昭和建設運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９９号
京都府城陽市寺田垣内後87番地の６
破産者　株式会社いつも笑顔
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
岡山県瀬戸内市邑久町尾張52番地６
破産者　株式会社明石設計
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１３号
岡山市南区福成１丁目177番地の７
破産者　有限会社ことぶき建築
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
岡山県倉敷市児島田の口７丁目７番15号ベルディアス102号、開始決定時の住所岡山市南区北七区642番地
破産者　榊原　　翔
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７７号
広島市安佐南区相田１丁目16番21号
破産者　株式会社ｆｕｅｎｔｅ
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部